

## 事務見直しに伴う全庁的な取組内容等について

厳しい財政状況の中で、職員一人ひとりの意識改革と経費削減に向けた具体的な取組が求められていることを踏まえ、下記の内容について、調査するとともに、全庁的な取組内容について 6 月 10 日付けで職員に通知した。

記

### 1 調査内容

- (1) 全庁共通の取組内容
- (2) 8 月以降への延伸可能な事業
- (3) 事務事業の見直し案・・・即対応可能なものについては、即対応

### 2 全庁共通の主な取組内容

<p>●<b>高速道路使用料の節減</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・区間の通行禁止、通行制限 相良牧之原 I C 又は吉田 I C から掛川 I C ～焼津 I C 間の I C を使わない。</li><li>・静岡 I C (県庁等出張時) の使用については原則往路のみとする。</li></ul>
<p>●<b>カラーコピー機の使用禁止</b></p> <p>参考：カラーコピー 30 円/枚、白黒コピー 1.97 円/枚 昨年度実績 榛原・相良庁舎 70, 277 枚＋さざんか 5, 534 枚＝75, 811 枚</p>
<p>●<b>印刷機の使用徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・15 部以上は印刷機を使用する。</li></ul>
<p>●<b>郵便料の節減</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職員宛の郵便物は職員に渡すよう徹底する。</li><li>・市内定型郵便の発送を 2 日に 1 回 (月、水、金) にする。</li></ul>
<p>●<b>時間外手当の削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・下記の内容を徹底し、時間外手当の削減に努める。</li><li>・勤務時間の割り振り (時差出勤) を極力活用する。</li><li>・水曜日の夜間延長は、振替対応がとれるよう対応人数の見直しをする。</li><li>・根本的な事務内容の見直しを検討するとともに、時期による事務量の増減については、期間的な部内の職員異動により対応する。</li><li>・土、日の時間外勤務命令は、4 時間単位とし、振り替え対応とする。祝日の時間外勤務命令は、8 時間で代休とする。</li></ul>
<p>●<b>県外視察研修等の中止</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県外視察研修等は原則 (要・不要を判断) として認めない。(当面の間は、副市長決裁とする。)</li></ul>
<p>●<b>光熱水費の削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・燃料費、電気料、水道料、ガス料等の光熱水費については、予算額の 5 % を凍結する。</li><li>・昼休みについては、カウンター部分等を除き消灯する。</li><li>・委託業者に節電の協力を依頼する。(自動ドア、エレベータ等)</li></ul>
<p>●<b>消耗品費の削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象及び事業用を除く事務費予算額の 30 % の削減。</li></ul>
<p>●<b>ふるさと納税の呼びかけ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市外に住む人に対し、「ふるさと納税」を呼びかける。</li></ul>

